時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢の郵送料を申受ク

時事新報廣告料（將來）

一行五號活字在四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行一付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて遠方より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

差向の政略如何

官民の軋轢は近來益々甚だしく過般總選擧の際などには正に爭の頂上に達したる歟と思はるゝ程なりしかば今年第三回の議會も或は前度の例に倣ふて飽くまでも政府に抵抗し遂に又々解散に遭ふこともあらん歟と竊に掛念せし者もありしが幸にして其れ程までにも至らずして不充分ながらも豫期の日數を經過して平穏に閉會を告げたるは先づ〳〵目出度き次第にして我輩の世人と共に悅ぶ所なり然れども毎度時事新報にも論ずる如く我國に於ける官民の軋轢は今日偶然の出來事に非ず數年前より次第に釀成して以て今の事態に立至りたるものにして其間には深き由來因緣の存するみとなれば假令ひ今回の議會は幸に解散に至らずして局を結びたりとは云へ民黨の政客が政府に反對するの決心は容易に動かす可らず次回の會期に至らば又々議場は政府攻擊の議論を以て喧しきみとなる可し思ふに今日政府反對者の身となりて單に政府を攻擊するの目的を以て只管施政の過誤失體を索めたらんには政府の一擧一動大概皆攻擊の材料たる可きが故に衆院に民黨の代議士あらん限は開會の度毎に必ず何か面倒なる難問題を持出し例の如く當路者の心を苦しむるならんと想像して相違なかる可し左れば政府に於ては今回の議會が幸ふして平穏に局を結びたりとて決して油斷す可らざるのみか今より更に策を定めて向後議會に對するの用意をこそ肝要なれ元來明治政府の擧習は兎角に部内の團結確かならずして隨て外に對するの方針も亦一定するを得ず衆院が政府を敵として只管之を苦しめ煩はすみとに汲々たるは人のよく知る所なるに政府の當局者は恰も其逸に心付かざるものゝ如くにして準備の樣子も亦毎度ながら議場の論勢愈よ切迫して反對黨より公然決戰を挑む其時に臨んで始めて今更の如く驚き急に會議を開き相談を催ほし討論の最中、時としては各自の意見を異にし對議會の策未だ定らずして閣員先づ政府を辭し去るの奇談さへなきに非ず小田原籠城の評議中に一方の大將が假令ひ敵に降らざるも籠城は面倒なりとて城を脫したるに異ならず寄手の民黨得意ならざらんと欲するも得べからざるなり左れば政府の爲に謀るに當議會閉場の其日は即ち次會の準備を講ずる初日なりと覺悟して豫め充分に協議を遂げ先づ衆院に對する方針の大體を決定し事に臨んで實際の進退掛引は都て之を總理に一任するみとに約束して苟も部内に波瀾を生ずるなきを以て專一の目的と爲す可し現内閣に於て果して此決心あるやなきや若しも種々樣々の情實に搦まれて決し難き意味もあらば内閣を擧げて他に讓るに若かず假令ひ民黨に讓らざるも今日と爲りては部内の老政客中にも之に代はるべき人物なきにあらざれば何れにしても政府の團結さへ堅固ならんには外來の攻擊を防ぐに左まての困難はある可らず光陰矢の如し次の會期も僅に四五ヶ月の内に在り近日は内閣に更迭の端緒も開きたり現政府は果して責任を負ふて自から維持するか或は決然去て他に椅子を讓るか、又或は一二の老政客を迎へて其援助を求るか我輩は更迭の機樣を見て政略の在る所を下せんと欲する者なり

官報

○警察令第十五號
明治二十四年（六月）警察令第十一號雇人日入營業取締規則附則第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
明治二十五年六月二十四日　警視總監園田　安賢
但廠營業ヲ爲ス者ハ百圓以上ノ不動產ヲ所有スル者ニ限ルヘシ
警察令第十五號參照
警察令第十一號雇人日入營業取締規則
附則
二　名義ノ何タルヲ問ハス金錢又ハ物品ヲ受ケ雇人ノ身元保證ヲ業トスル者ハ本則第一條第六條第三項第十二條但以下及第二項第十五條本文ヲ除ク外各條ヲ準守スヘシ
○警察令第十六號
明治二十二年（四月）警察令第十九號人力車營業取締規則第十七條第一項（時ハ）ノ下「紺又ハ白色ノ」ノ六字ヲ挿入ス
明治二十五年六月二十四日　警視總監園田　安賢
警察令第十六號參照
警察令第十九號人力車營業取締規則（明治廿二年四月廿六日）抄錄
第十七條　竈業中ノ廠業ハ左ノ制限ニ從フヘシ但破損又ハ汚穢セタルモノハ着用スルコトヲ得ス
一　蓄髮ハ紺色ノ法被股引但雨雪泥濘竈業ノ時ハ半股引（腰ノ上部ニ達スルモノヲ用ユルモ妨ナシ）

經濟報

○正誤　左の通り申來りたれば昨廿四日發刊時事新報第三千二百十六號四頁第三欄內兩陛下御製の撰物と題する項中「天皇皇后兩陛下御眞蹟の御製を新橋の贊々舍より出願許可を得云々」記載の處右は御眞蹟には無之候條此全文を掲げ速に正誤相成度候也　廿五日
明治廿五年六月廿四日　時事新報　御中
○取消　左の通り申越したるに付き前報を取消す昨二十二日發兌時事新報雜報欄內に於て横濱共同電燈會社理事の總辭職と題し現社長田沼太右衛門氏と意見の合はざるが爲めなりと記載有之右は事實相違に付此全文を掲け御取消相成度候也　六月二十三日　横濱共同電燈會社
常務理事森本文吉

宮內省調査課

○プールス論の起原と今日迄の經過（昨日の續き）
第二回の延期及びプールス談の一段落
築地藤田組の會合も始めの程は折合程困難の樣子ありしが追々に談を進めて藤田氏の兩立說は一先づ撤回せしめ其代に大坂の株式八米商兩會所にて取引所創立費一萬六千圓を負擔するみとに折合戀るべき談合となりたれば夫れにて相談一決せんとしたるも等しく利害の關するものなるに大坂の米商株式のみが重荷を負ふは公平ならず寧ろ各自等しく分擔すべしとて大坂株式取引所は二千五百圓、東京株式取引所は二千圓、東京米商會所は三千圓、京都株式取引所は一千五百圓の其目前既に一決して一先づ其談を了れり然れども大坂新取引所會員全體の議を盡したる後に非ざれば新取引所の開業を見合せて現在の株式米商に延期の許を得る譯には至らざるに付右は內約として藤田、磯野等の諸氏は直に大坂に歸り藤田氏は九月二十九日を以て大坂取引所理事幷に常置委員を會し熟議を遂げたるに內約通りに同意を得たれば其三十日更に會員臨時總會を開き藤田氏は東京會議の要領を告げ吾々は米商株式の營業延期に異存を唱へざれば其代に新取引所の規約を寬にし兩立を許されんみとを主張せしに米商株式の向は斯くては新取引所に稅金少なき等より現會所の延期も只名のみに止まるを論じたる末此際新取引所の開業を見合せ其報酬には創業費一萬六千圓を米商株式にて償ひ追て農商務省に於て完全なる規約を作るときは延期最中にても新取引所を開き先きに授受したる償金は返却せざる約束を爲し置きたるに付何分同意を得たしと述べしに一同異議なく同意を表したり茲に於て事情甚だ圓轉なりし折合談判も一定したるを以て十月三日に至り米商株式は明治二十四年六月迄再び營業延期の許可を得てプールス談の一段落を告げたり

プールス談の再燃

プールス談の一段落を告げたる以來は大坂取引所の跡始末位にて暫し其談も絕えたれども明治二十二年二月に至り又更らにプールスの談を生ずるに至れり是より先き井上農商務大臣は二十一年中に全國實業家諮問會を開く筈なりしも二十二年三月開會に改め第一の議案は、プールス問題の採定なりしなり然れども、プールス問題は自から他と異なる所あるより特に同問題を議せんとて大臣は二月二十八日を以て鳥居坂の自邸に關係の人々を召集せり會するものは谷元道之、澁澤榮一、西村虎四郎、朝吹英二、大倉喜八郎、小川爲次郎、中村道太の七氏にして大臣は齋藤商務局長、南同次長を從へ（應接の間に於て左の如き談話を爲したり

（前略）年來久しく結んで解けざりしプールスの紛議も昨年九月に至り一先づ落着を告げ現在の米商株に來る二十四年六月三十一日まで營業の延期を許可し其間に漸次籌を畫して善後の計を定むべき談合とは爲りたるにて其期さへ今後僅かに二箇年を餘すに過ぎざるに付今日よりして準備に掛ざれば何時しか時日迫りて不覺を取るの患なしとも云ふべからず其上丁寧に利害を究むるに於ては頗ふる日子を要すべきが故に今日再び此談を發したる次第なり今法律家を集めて法則を制せんには一朝にて立ろに拵ずるみとならんなれども是れにては机上の法にして實地活用の妙を缺くの恐なき能はざるに付此際然るべき人物を歐米諸國に派出し彼の地にて爲と實際の組織を調べ古來の沿革を糺し我國の組織沿革に對照して徒らに文面に泥まず又徒らに舊風に流れず斷然堅固動かすべからざる法則を立てたらんには我經濟社會の都合此上なかるべし此議如何

右の談話に對しては多少意見を陳ずるものもありたれども何れも贊成の意を表したるもの〻如く即ち農商務省よりは南商務局次長、元取引所創立委員の中よりは小川爲次郎氏又東京株式取引所よりも一人差立て取調ふる事に評議も略ぼ定まりたれども何ぼ創立委員協議の上大臣迄確答に及ぶ旨を答へ其日は退散したり（未完）

○山縣伯　目下京都に滯在中なる同伯は本日歸京すべき旨昨日電報ありたりと云ふ

○西鄕伯と品川子　國民協會の領袖と仰がれたる西鄕伯と品川子とは共に至高顧問の任を辭して專ら同會の爲めに力を致さん決心にて數日前既に辭表を捧呈したるに付き一昨日其筋より執奏せし處姑く見合すべしと了れり然れども大坂新取引所會員の優選なる御否やは之を知川子もなかゝ待受けつゝありたる上は西地方に相別れ

○會計檢査官　土木費支出の環したる會計同院に於てはする筈なりと

○久保田帝國掛りを命ぜら

○兩博物館の　良兩地へ博物も記載せしが手したるよし見込にて京都之助氏が受負りて他の技手事業は年を追各軍馬育成所て次は三本木に畫き各師山頭を放牧する

○米國大學へ國の大學に入にして米國各頃取調べたるにペンシルりマッサチユありカリフオびエールは共十四箇國ブリウン及びウエ日本人にしてンシルヴアニ四人其他に一

○事務成績の事務成績を本子、水野の兩調査中なり

○出雲丸船長任伊東司檢官大臣多忙にて內に以て宣告あ

○通運會社の理委員諸氏は三回委員會を揃ひ出席せざりしが方針に遠からざる內

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢の郵送料を申受ク

時事新報廣告料（將來）

一行五號活字在四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行一付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて遠方より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ